

2. 協議

(1) 米谷地区デマンド型乗合タクシー運行事業の運賃設定について

1 運賃協議部会の概要について

(1) 運賃協議部会の設置

令和5年10月1日付の道路運送法の改正により、これまで地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにする観点から、地域公共交通会議とは別に、構成員を限定した協議会を設置して協議を行うよう規定されました。この改正を受け、登米市地域公共交通会議において「運賃協議部会」を設置しました。今後「一般乗合旅客自動車運送事業」の運賃の協議は、この運賃協議部会で行われることになります。

(2) 運賃協議部会の開催が必要となる場合（登米市の場合）

- 1) 新たに協議運賃を適用する路線または区域を設定して運行をする場合
- 2) 既に運行している路線等とは別の経路・区域で路線等を設定して運行する場合
- 3) 既に運行している路線等における運賃を改定する場合

(3) 構成員について

本市における運賃協議部会の構成員については、以下のとおりとします。

道路運送法第9条第4号に規定されている構成員	登米市地域公共交通会議における該当委員
1号：当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県	登米市まちづくり推進部長
2号：当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	(委員に限らず、該当の運賃を設定しようとする事業者を指名)
3号：当該路線等を管轄する地方運輸局長	国土交通省東北運輸局長が指名する者
4号：関係住民の意見を代表する者	住民、旅客の代表又は学識経験者

(4) 運賃協議部会の開催方法

地域公共交通会議と同日とし、交通会議の前に開催することを基本とします。

事業者については、当該運賃を設定しようとする事業者のみ出席します。

(事業者が複数の場合は入れ替え)

2 米谷地区デマンド型乗合タクシー運行事業の概要について

米谷地区では、米谷地域づくり推進協議会を運営主体として令和6年度に実証運行事業を開始しました。令和7年度からは本格運行への移行を予定しています。

(1) 運行区域



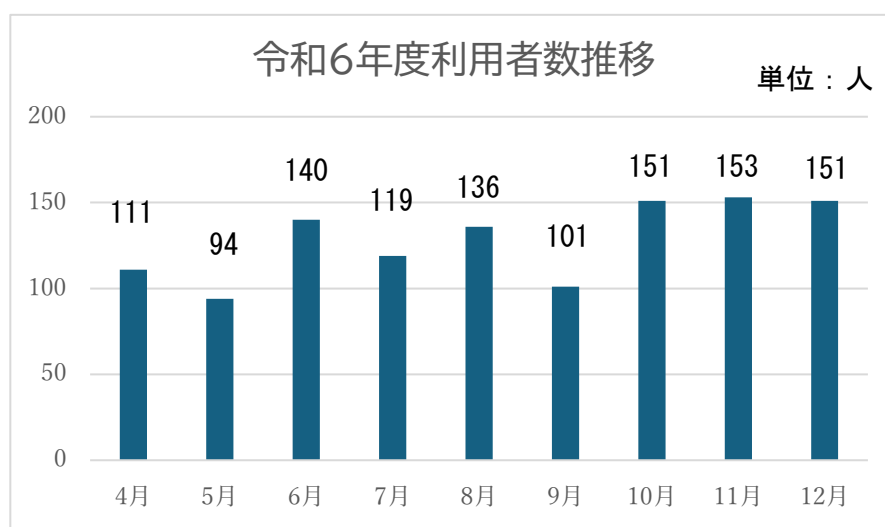
(2) 人口及び面積

	人口 (R6. 12. 31 現在)	面積
東和町米谷地区	801 人	42. 92 km ²
東和町米川地区	854 人	74. 36 km ²
東和町錦織地区	544 人	23. 92 km ²

（３）令和６年度実証運行における利用実績及び会員登録数

①利用実績（令和６年１２月末現在）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
稼働日数(日)	19	21	19	22	21	19	22	20	20
運行便数(回)	94	85	115	100	115	86	123	126	133
運賃収入(円)	34,100	31,000	46,900	41,300	46,500	33,000	48,600	49,300	50,400
利用者数(人)	111	94	140	119	136	101	151	153	151
１日平均利用者数 (人)	5.8	4.5	7.4	5.4	6.5	5.3	6.9	7.7	7.6
１便当たり乗車人数 (人)	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1



②会員登録数（令和６年１２月末現在）

個人登録：72名

世帯登録：5世帯

3 米谷地区デマンド型乗合タクシー運行事業の運賃の設定について

(1) 運行事業者及び運行計画 (案)

別紙1 運行計画書(案) のとおり

(2) 運賃 (案)

■現在(実証運行時) 運賃

目的地 利用者	米谷地区内	東和町域内 (米谷地区外)	東和町域外
一般	300 円	300 円	400 円
小学生	100 円	100 円	200 円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

■運賃 (案)

目的地 利用者	米谷地区内	東和町域内 (米谷地区外)	東和町域外
一般	300 円	300 円	400 円
小学生	100 円	100 円	200 円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

(3) 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための措置について

運賃の協議に際しては、道路運送法第9条第5項「前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されているため、運営主体である米谷地区地域づくり推進協議会により以下の措置を講じました。

【実施方法】①米谷公民館ホームページへの掲載

②米谷地区住民への意見募集チラシの配布

【実施期間】令和6年12月27日～令和7年1月15日

【実施内容】別紙2・別紙3参照

【提出意見】

	区分	意見提出方法	意見内容
1	地域住民	Eメール	運賃（案）に同意します。
2	地域住民	口頭	今までどおりをお願いします。

米谷地区デマンド型乗合タクシー運行計画書（案）

1 運行区域

東和町米谷地区

2 実施期間

令和7年4月1日から

3 運行日

月曜日から金曜日（土・日・祝日及び12月29日～1月3日は運休）

4 運行時間

便	運行時間
第1便	午前8時00分
第2便	午前9時00分
第3便	午前10時00分
第4便	午前11時00分
第5便	午後0時30分
第6便	午後1時30分
第7便	午後2時30分
第8便	午後3時30分

5 使用車両

普通車 1台

6 運行事業者

米川タクシー

7 登録施設

区分	施設名	施設名
公共施設等	東和総合支所	消防署東出張所
	米谷こども園	楼台コミュニティセンター
	米谷公民館	ろくしち会館
	錦織公民館	細野集会所
	米川公民館	大吉会館
	旧米谷小学校	城内集会所
	旧米川小学校	根廻集会所
	旧錦織小学校	平倉集会所
	東和小学校	足柄町協和会館
	東和中学校	吉田集会所
	旧相川分校	表楼台会館
	旧楼台分校	楼台裏一部落会集会所
	親水公園	登米警察署東和駐在所
	ひづら公園	登米警察署〔町域外〕
	東和定住促進住宅	仙台法務局登米市局〔町域外〕
医療機関等	米谷病院	みうら眼科医院〔町域外〕
	米川診療所	佐藤裕也眼科登米分院〔町域外〕
	東和歯科医院	三浦消化器内科〔町域外〕
	おおさか歯科医院〔町域外〕	柴田接骨院〔町域外〕
金融機関等	JAみやぎ登米東部なかだ基幹支店〔町域外〕	米谷郵便局
	J Aみやぎ登米A T M東和店	七十七銀行 登米支店〔町域外〕
	七十七銀行米谷出張所A T M	
商店等	セブンイレブン登米東和米谷店	C O F F E E i P P O
	ウジェスーパー中田店〔町域外〕	農家民宿かじか村
	佐藤商店	食堂 ながれ
	甘太郎や菓子店	ヘアサロンフォーレスト
	東和電気工業所	ヘアサロンTOWA
	ランドリーバスケット錦織店	さとう美容室
	岩崎クリーニング	びようかんどリーム
	後藤クリーニング	青山美容室
	public space モトハマヤ	飲食店 片岡や
	オノデラヤ	北上電機
	サッチ	国分や 元町ホール
	道の駅 三滝堂	せきや
	道の駅森の茶屋	三たてそば すぎやま
	滝ノ沢工房	さくら薬局登米まいや店
	コメリ東和店	仙台調剤薬局米谷店
	ソルハドラッグ登米中田店〔町域外〕	
その他	仲町バス停	ほほえみエルダー
	大沢バス停	不老仙館
	塚崎バス停〔町域外〕	東陽寺
	一関信用金庫前バス停〔町域外〕	冷松寺
	堺バス停	東昌寺
	東和総合支所バス停	杣荷神社
	JA東和支店前バス停	米川タクシー
	米谷交通	三滝堂ふれあい公園

ニュース

デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見募集のお知らせ

掲載日：2024.12.27 | カテゴリー：[お知らせ](#)

米谷地域づくり推進協議会では、地域の交通の利便性を確保するため、令和 6 年度よりデマンド型乗合タクシーの実証運行をしております。令和 7 年度からの本格運行に向けて準備をしていますが、料金設定にあたり実証運行時と同じ金額に設定をしようと考えていますが、このことについて地域の皆様のご意見を伺いたと思います。

なお、寄せられたご意見は、登米市で開催される登米市地域公共交通会議運賃協議部会での協議の参考とさせていただきます。

詳しくは区長配布にて配布いたしましたチラシをご覧ください。

[デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見募集について](#)

デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見募集について

米谷地域づくり推進協議会では、地域の交通の利便性を確保するため、令和 6 年度よりデマンド型乗合タクシーの実証運行をしてまいりました。令和 7 年度からの本格運行に向けて準備をしていますが、料金設定にあたり実証運行時と同じ金額に設定をしようと考えていますが、このことについて地域の皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、寄せられたご意見は、登米市で開催される登米市地域公共交通会議運賃協議部会での協議の参考とさせていただきます。

○米谷地区デマンド型乗合タクシーの運賃（案）

	米谷地区内	東和町域内 (米谷地区外)	東和町域外
一般	300 円	300 円	400 円
小学生	100 円	100 円	200 円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	-	-

○募集期間

令和 7 年 1 月 1 5 日（水曜日）まで

○提出方法

【運賃意見】と明記のうえ、住所・氏名（ふりがな）・電話番号・意見内容を記載し、郵送、ファックス、Eメールのいずれかにより提出してください。

なお、指定の様式はありません。

○提出先 登米市米谷公民館

〒987-0902 宮城県登米市東和町米谷字秣荷 75 米谷公民館

FAX: 0220-53-2006

Eメール：info@miyagi-maiya.jp

注意事項

提出できる意見は「米谷地区デマンド型乗合タクシーの運賃」に関するものに限ります。

意見に対する個別の回答は行いません。

米谷地域づくり推進協議会・米谷公民館